平成２６年（フ）第８３１号
神戸市長田区御船通２丁目２番地の１　ミモザの館206号、従前の住所神戸市長田区六番町８丁目３番地の２　カサベラセントラルプラザ長田502号
債務者　藤澤　元宏
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５１号
沖縄県那覇市樋川１丁目33番１号　パークマンション４－Ａ
債務者　鉢嶺　宗文
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第５８号
茨城県神栖市太田456番地７　マルヤス建設工業所社宅102
債務者　宮原　文子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第５９号
茨城県行方市芹沢863番地３
債務者　清水　正一
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第１５２３号
名古屋市天白区植田１丁目1304番地　ハイツ須崎208号
債務者　瀬戸　政男
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８０号
熊本市北区清水新地２丁目１番103号　高須荘103
債務者　渡邉　弘行
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５８８号
熊本市東区戸島西１丁目19番21号　ドリームハイツ107
債務者　山口　輝樹
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６２０号
熊本県合志市須屋1468番地１　クラール203号、前住所長野市篠ノ井布施高田264番地７
債務者　加藤　恭子（旧姓布施）
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６３６号
熊本市中央区南熊本４丁目３番27号　301号室、前住所熊本市南区近見８丁目13番62―402号
債務者　豊永　雅彦
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２６６号
青森市大字浪館字志田16番地26
債務者　蝦名　純子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
山口県光市虹ケ浜１丁目14番１―５号　幸町住宅15号
債務者　中本　眞一
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第１３９号
島根県安来市安来町573番地４　フレグランスⅠ103
債務者　小西　久子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２０１１号
千葉県富津市富津2407
債務者　鈴木　伸昭
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０１２号
千葉県野田市大殿井150―90、住民票上の住所東京都北区堀船２丁目７―13―302　武田ビル
債務者　谷口　　諭
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０１３号
神奈川県横浜市中区伊勢佐木町５丁目129―６―802
債務者　小澤満利子（旧姓邊見）
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０１４号
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀411―221
債務者　吉浦　龍一
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部